

生活介護事業所 第2みらい 令和4年度 事業計画（案）

はじめに…

今年度も令和3年度に引き続きコロナ禍を前提とし、感染予防に配慮した事業運営を行います。そのため、一泊旅行や味覚狩りなど、集団での外食を伴う外出については実施を見送り、各グループ等で感染リスクの低い取り組みを検討し実施したいと考えています。また、今後も同様の状況が続くものと考え、そのことを踏まえた事業運営が出来るよう、この1年をかけて検討していきます。先延ばしとなっている第三者評価については、今年度中に受審したいと考えています。

体制面においては、慢性的な職員不足解消のため、時給職員の募集を強化し体制の整備を図ります。また、主任やサービス管理責任者を中心とした支援体制のもと、核となる職員の育成にも注力し、円滑なグループ運営を図ることが出来るよう努めます。

支援面においては、引き続き高齢化・重度化・障害特性など各々のニーズに合わせた支援を進めるにあたり、改めて利用者それぞれの再アセスメントを行い、そのことに基づいた支援を行います。また、オンライン研修等への積極的な参加を促すとともに、動画研修を導入し、専門性の向上を図ります。

最後に豊中親和会第2次中・長期計画がスタートし、実施項目に基づく4つの部会にて目標を達成できるよう取り組んでいるところです。引き続き当事業所からも各部会に職員が参画することで、職員各々が法人運営の一端を担い、力を発揮してもらいたいと考えています。

1. 事業所の運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門知識のもと、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行う。
- (2) 障害者福祉の関係法令を遵守し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に基づく指定障害福祉サービス生活介護の事業を実施する。
- (3) 豊中市の他の障害福祉サービス事業者と連携をとりつつ、日中活動の場として地域福祉の充実に寄与する。
- (4) 生活介護の支援内容より他の支援が適していると思われる利用者には、ご本人にあった支援内容を提供できる事業所への移行も考慮する。

2. 事業所の支援方針

- (1) 個別支援計画に基づきご利用者様一人一人のニーズに見合ったサービスの提供を心がける。
- (2) ご利用者様が安心して通所し、安定した毎日を過ごせるよう、利用者やご家族等と信頼関係を構築するとともに、楽しく過ごしていただけるよう、様々な楽しみを提供する。

- (3) 利用者が快適な日常生活を営むことができるよう、また、エンパワメントを高められるよう身辺面の自立を促すプログラム、および身体機能の維持・向上を意図したプログラムを計画する。
- (4) 利用者の個性を大切にした創作活動や、これまで培ってきた作業活動の機会の提供を行う。
- (5) できるかぎり小集団のグループ体制の中で、利用者の主体性を重んじ社会性を培う支援を心がける。

3. 事業所の管理体制（定員：40名）

- (1) 職員体制 常勤職員： 管理者兼サービス管理責任者（1） 主任（1）
生活支援員（8）
非常勤職員： 支援員補助（10） 事務職員（1）
看護師（1） 送迎運転手（4）
嘱託職員： 医師（1）
業者委託： 送迎運転手（1） 送迎添乗員（2）
調理師（1） 調理員（2）
- (2) 建物維持管理（専門業者委託）
 - ① 消防設備点検、建築設備定期点検、受水槽清掃・点検
害虫駆除等建物内消毒、昇降機、自動ドア定期点検
電気設備定期点検、空調設備清掃及び点検
 - ② 防災設備点検及び警備
- (3) 車輛管理 送迎車の法定点検、定期点検
故障や部品交換が必要な場合は随時対応
- (4) その他、備品等の管理

4. 活動の内容

【日課】

午前		午後	
9:00～10:00	登所（時差）	13:30～14:30	活動
10:00～10:30	朝礼・体操	14:30～14:45	休憩
10:30～12:00	活動	14:45～15:00	降所準備
12:00～13:00	昼食・休憩	15:35～	降所（時差）

※グループにより時間に若干の差異があります。

【週間プログラム】一例（個人により作業時間等プログラムは異なる）

	月	火	水	木	金	土・日
午前	屋外活動 ダンス	作業	作業 公園清掃	作業 音楽療法	作業	余暇支援 休み
午後	作業 機能訓練	作業 活動	作業 ウォーキング	作業 口腔ケア	作業 茶道・華道	余暇支援 休み

※今年度はコロナウイルス感染予防対策のため、実施できないこともあります。

5. サービスの内容

◎作業支援

個人の作業能力に応じ生産する喜びが持てるよう内職や屋外作業、自主製品の作製などの支援を行う。自主製品については、できる限り利用者の皆様に取り組んでいただけるような製品開発を行うとともに、販路の確保に努める。陶芸の指導については新たな講師が見つかり次第、豊中市の青年教室の枠を利用し実施していきたい。作業を継続して取り組むことが困難な利用者には、自立課題や作業前訓練等を提供していく。

また、豊中市から受託している近隣の公園清掃をはじめ、農園や園芸にも取り組み、心身の活性化を図る。

◎生活支援

個別支援計画を基に日常生活上必要な介護、支援、相談、助言を支援の中心におく。支援における専門的スキルを獲得し、障害特性とニーズに基づき、ストレッチングを活かしたより充実したプログラムを提供できる様に環境整備・活動を行う。

また、エンパワメントを高められるように自己選択できるような機会を提供する。看護師による健康管理を行い、身体機能の低下を防ぎ、運動機能の維持・向上に努めるためのプログラムの充実を図るとともに、講師による機能訓練も実施する。

また、ご家族の高齢化等に伴う介助の負担軽減のため、必要に応じ入浴サービスを実施する。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体の清拭
- (4) 入浴サービス
- (5) 身辺面の介護
- (6) 生産活動（受注作業、陶芸、農園、自主製品他）
- (7) 創作的活動
- (8) 身体機能および日常生活能力の維持・向上のための支援
- (9) コミュニケーション支援
- (10) 生活相談
- (11) 健康管理
- (12) 訪問支援
- (13) 送迎サービス
- (14) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (13) に付帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

◎行事・余暇活動支援

引き続き、地域の構成員であることを前提に、コロナウイルス感染予防を踏まえ可能なものについては、引き続き豊中市や地域主催の行事に参加する。宿泊訓練や味覚狩りについては、コロナウイルス感染予防のため今年度の実施は見送ることとする。また、選択余暇支援についても、外出や外食を伴うため実施せず、全体での開所日とし、各グループにて活動を行うこととする。第2みらいフェスティバルについては上半期の感染状況で実施するかどうかの判断を行う。

(年間予定)

月	行 事 名	単 位
5月	余暇活動 (4日・5日)	各グループ
8月	余暇活動	各グループ
11月	余暇活動	各グループ
12月	クリスマス会	各グループ
1月	余暇活動	各グループ
2月	余暇活動	各グループ
3月	第2みらいフェスティバル (感染状況により判断)	全体行事

※ 一泊旅行、味覚狩りは中止

※ 選択余暇は全体での余暇活動へ変更

◎余暇活動

ご本人の選択による余暇を楽しむ。指導者を外部から招き、支援員以外の関わりを持つことで社会性を養う。茶道、華道、スポーツ&レク、音楽療法の指導については講師の派遣依頼をする。その他については支援スタッフの企画実施により行う。

運動系： ダンス・プール

文化系： 華道・茶道・音楽療法

ただし、今年度については、コロナウイルス感染予防の観点から、ダンス・プール・音楽療法については、感染状況により実施の判断を行う。

◎ 創作活動

ご本人の選択により活動を決定し、興味の開拓をテーマに、楽しむ機会を提供する。また、作品展への出展など、達成感に繋がるように目標設定を行う。

◎日中一時支援（私的契約）

ご家族の冠婚葬祭や所用で所定の時間に迎えることが困難な場合、時間を延長して支援する。入浴サービス、外食、特別送迎の提供で緊急時の家族支援にできる範囲で応える。利用料は私的契約に基づいたものとする。

◎入浴サービス

養護者の高齢化等に伴う介護負担の軽減およびご利用者様のニーズの対応のため、週2日、1日3人を限度に私的契約による入浴サービスを行う。
利用料は私的契約に基づいたものとする。

◎ 送迎

- ・マイクロバスの運行管理は引き続き「ジャパンリリーフ」に委託。その他の車両については、キャラバン3台を日産とリース契約しているため、双方で車両管理を行う。
- ・医療機関への通院などは、可能な限り「特別送迎」として別便で対応する。
(利用者負担)
- ・利用者の増員や家庭の都合によってやむを得ずコースの変更をする場合、円滑に送迎できるように調整する。

◎健康管理・栄養管理

○保健衛生

[健康診断]

年1回実施予定。 実施機関：清光クリニック

[インフルエンザ予防接種]

希望者を対象に実施予定。 実施機関：宮澤診療所

[その他]

月1回嘱託医による健康相談を実施。日頃の健康管理とコロナウイルスやノロウイルス等の感染症予防の情報提供を適宜行い、感染症予防に努める。事業所内での病気、けが等にはご家族との連携を密に取りながら迅速に対応する。看護職員による健康管理を行い、その一環として月1回体重測定及び血圧測定を実施。疾病などの早期発見に努める。

[訪問歯科サポートすまいる]

- ・毎月4回(毎週1回) 受診希望者28人
- ・歯科医師、歯科衛生士による口腔ケア、歯周病治療、衛生管理など

○給食

- ① 管理栄養士がカロリーや栄養素を検討し、また、毎月1回給食会議を開催し、利用者の嗜好（嗜好調査年2回実施）や意見を給食に反映する。
- ② 管理栄養士により栄養管理の助言を行ない、利用者の健康管理につなげる。
- ③ 年2回嗜好調査を行い、体調管理の面からも給食を考えていく。また希望のメニューがあれば可能な限り、取り入れる。
- ④ 四季折々の季節食や行事での特別メニューを積極的に取り入れる。

◎防災

年2回の総合訓練が義務づけられているが、それ以外に地震や火災を想定した避難誘導訓練を行い、緊急事態へも対応できるようにする。また、防火管理者の指示のもとで訓練状況を自己評価するとともに、防災ビデオの上映や消火機器操作の訓練等も実施し、防災意識の醸成に努める。また、集団での避難訓練がコロナウイルスの感染リスクを伴うことから、消防庁の動画を使用した教養型防災訓練等、形を変えての実施も取り入れていく。

6. 広報・地域活動

- ①法人で一本化した広報誌「みらいのWA」を5ヶ月ごとに発行し、関係機関に配布する。また、リニューアルしたホームページにより、広報力の向上を目指す。掲載する情報などのうち写真や氏名については、「個人情報保護法に基づき、ご本人様・ご家族様へ通知するなど、慎重かつ適正に実施する。
- ②地域の方々に事業所の活動を周知し、幅広い交流を促進するため、近隣の学校、福祉施設、障害者団体等との交流を図るための行事を企画・運営する（豊中市みどりの交流会、花苗プロジェクト、第2みらいフェスティバル、素のままフェスタなど）。今年度においては、コロナウイルスの感染状況により実施を判断する。

- ③地域に根ざし、開かれた事業所運営を目指し、積極的に福祉を学ぶ学生やヘルパー等実習生に現場実習の機会を提供・受入れを行う。また、実習生が気軽にボランティアとして参加できるよう働きかける。今年度においては、コロナウイルスの感染状況により受け入れを判断する。
- ④障害のある方の体験実習を積極的に受け入れる。今年度においては、コロナウイルスの感染状況により受け入れを判断する。

7. 職員研修・会議等

(1)職員研修

法人研修要綱に基づき、新規採用職員に対してはオリエンテーションを実施するとともに、日々の振り返りを行うことにより基本的知識・社会性を養う。コロナ禍において研修の在り方に変化が生じていることから、オンライン研修を含め研修に参加しやすい環境を整え、積極的に研修への参加を促し専門性の向上を図るとともに、動画研修を導入し、専門的知識や支援のあり方などの修得を目指す。その他、法人全体による職員研修を年2回以上実施する。他機関や他事業との職員交流も積極的に行っていく。

(2) 会議など

○職員会議

職員間の情報の共有やサービスの改善・向上、意志統一を図るため、月1回の定例会議をはじめ、必要に応じ随時会議を行う。

○ケース会議

利用者の障害特性・ニーズの理解を基本に職員が共通の認識のもとで、個別支援計画に基づいた支援をより効果的なものとするため毎月の定例会議をはじめ、必要に応じ臨時会議を行う。

○サービス管理責任者会議

事業運営や支援を円滑に進めるために管理者、主任、サービス管理責任者で事前に課題検討を行う。

○フロア会議

サービス管理責任者会議での決定事項や検討事項を各フロアで周知及び検討するとともに、フロアでの課題や提案事項等をサービス管理責任者会議へ上げる。

○個別支援計画会議

サービス管理責任者が主宰し、計画策定時及び見直し時に支援計画の在り方、問題点などについて協議する。

○その他会議

・運営会議

法人及び各事業所の運営を統一するため調整会議を月1回定例で行う。

・中長期計画実施項目部会

法人の中長期計画に基づく部会を構成し、確実に遂行出来る様に職員参画のもと、定期的を開催する。

8. 苦情解決

- ・ 玄関口に意見箱を設置し、意見書カードにて苦情受付をする。
- ・ ご家族からの苦情も連絡帳や家族会、個別面談などで随時受け付ける。
- ・ 内容によっては第三者委員の指導を頂きながら、円満な解決を図る。
- ・ 利用者一人ひとりの声を大事にしながら、利用者にとって信頼のおける施設であるよう対応する。
- ・ 年2回の事例報告を行い、第三者委員の指摘や助言を頂き、日々の支援を見直す機会とする。

9. リスクマネジメント

- ・ 虐待防止委員会
利用者に対する支援が適切になされるとともに利用者の自立及び社会参加を阻害する虐待を防止することを目的として年2回開催する。また、事務局会議を開催し、必要に応じ分科会を設置する。
- ・ 利用者の安全・安心の確保のため、事故等の防止、虐待の防止等を目的に、職員会議の際、当該月の事故や「ヒヤリハット」等を皆で原因を究明、検証し、危険な芽を早期に摘み取り、安全の徹底及び再発の防止に努める。

10. 家族会との連携

- ・ 2ヶ月に一度家族会及び役員会を実施し、活動の報告・意見交換を行う中でニーズを踏まえた良質なサービス提供に繋げていく。また、事業所活動の協力を依頼し、緊密な連携体制を整える。